破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２４６号
神奈川県平塚市宮松町７番24号　鈴木ハイツ101号
破産者　福田　徳三
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１２０号
千葉県袖ケ浦市奈良輪421番地　リリー205号、開始決定時の住所千葉県袖ケ浦市今井１丁目59番地13
破産者　内川　正勝
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１２１号
千葉県袖ケ浦市奈良輪421番地　リリー205号、開始決定時の住所千葉県袖ケ浦市今井１丁目59番地13
破産者　内川よしみ
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第３号
岐阜県可児市今渡大東1619－89　ロハシＫ305、住民票上の住所岐阜県美濃加茂市本郷町２丁目５番26号
破産者　今井　保子
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第３９号
宮城県石巻市大森字内田１番地84　仮設大森第四団地21－１号、前住所宮城県石巻市蛇田字新東前沼81番地17
破産者　工藤　勝充
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第５号
埼玉県入間市大字新久845番地83
破産者　佐藤　季花
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５１９号
埼玉県所沢市上新井４丁目16番地の３
破産者　鈴木　徳子
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５２７号
埼玉県川越市稲荷町６番地９　プチメゾン101号室、前住所埼玉県川越市大字藤間122番地１
破産者　鈴木　洋吉
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６２９号
埼玉県富士見市針ケ谷２丁目35番地２　エクセレントヴィラ402
破産者　松崎　裕明
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３０号
埼玉県所沢市東所沢１丁目12番地の１　ユニハイム東所沢206
破産者　金澤眞理子
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５９号
埼玉県入間市東藤沢５丁目22番11号
破産者　岡田　弘
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６０号
埼玉県入間市東藤沢５丁目22番11号
破産者　岡田　文江
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１４３４号
横浜市栄区飯島町2392番地１
破産者　尾崎　康雄
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２７号
横浜市中区初音町１丁目２番地　潘ビル301号室
破産者　大場　康雄
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９５号
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜2031番地の147
破産者　内藤　亮
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第９６号
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜2031番地の147
破産者　内藤　敦子
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２１号
神奈川県厚木市上荻野38番地
破産者　三宅　勉
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４１号
相模原市南区大野台４丁目13番40号　サンシティ１－101号
破産者　境　修一
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部